

平成 27 年 10 月 28 日原子力規制委員会（第 37 回）資料 3

東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る 検討体制について

平成 27 年 10 月 28 日
原子力規制委員会

1. はじめに

平成 27 年 8 月 5 日、原子力規制委員会は、特定原子力施設監視・評価検討会などの体制について、廃炉作業の進捗の現状に合わせて見直すよう原子力規制庁に指示を行った。

当該指示を踏まえ、原子力規制庁は、平成 27 年 9 月 30 日の原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制の見直しについて（以下「検討体制の見直し」という。）を付議し、原子力規制委員会は了承したところ。

原子力規制委員会は、検討体制の見直しを踏まえ、特定原子力施設監視・評価検討会の体制を見直すとともに、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を新たに設けることとする。

2. 検討体制の考え方

検討体制の見直しを踏まえ、以下の視点から両検討会の構成メンバーを選定。

- ・集中的・効率的な議論・検討を進めるための体制の構築
- ・放射性廃棄物、放射線計測に関する専門家の強化
- ・長期にわたる検討を念頭に置いた中堅・若手有識者、女性有識者の活用
- ・地元の方々への正確な情報発信
- ・オブザーバー（福島県、資源エネルギー庁及び東京電力(株)等）の参加は従前通り 等

3. 検討会の構成

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

4. 両検討会の進め方

- ・検討会は、原則公開で行う。
- ・核物質防護に関する事項は取り扱わない。
- ・実施計画や廃炉作業に関する取り組み内容については、事業者が説明を行う。

5. 今後のスケジュール

両検討会とも年内の開催を予定。その後、廃炉作業の進捗状況、実施計画の申請状況等を踏まえて継続的に開催する。

特定原子力施設監視・評価検討会
構成メンバー

(敬称略)

原子力規制委員会

更田 豊志 原子力規制委員会委員

外部専門家（五十音順）

橘高 義典 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授

徳永 朋祥 東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻 教授

蜂須賀 禮子 大熊町商工会 会長

山本 章夫 名古屋大学大学院工学研究科 教授

原子力規制庁

安井 正也 技術総括審議官

山田 知穂 審議官

佐藤 暁 東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官

金城 慎司 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

足立 恭二 安全規制管理官（BWR担当）付 安全管理調査官

※オブザーバーとして福島県、資源エネルギー庁及び東京電力(株)等からも出席を
求める。

※必要に応じて、適宜構成メンバーは追加する。

特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会
構成メンバー

(敬称略)

原子力規制委員会

田中 知 原子力規制委員会委員

外部専門家（五十音順）

浅沼 徳子 東海大学工学部原子力工学科 准教授
井口 哲夫 名古屋大学大学院工学研究科 教授
稲垣 八穂広 九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工学部門 准教授
佐藤 正知 福島工業高等専門学校 特命教授

原子力規制庁

安井 正也 技術総括審議官
山田 知穂 審議官
佐藤 暁 東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
金城 慎司 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
足立 恭二 安全規制管理官（BWR担当）付 安全管理調査官
馬場 務 安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）付上席技術研究調査官（管理施設・輸送担当）

※オブザーバーとして福島県、資源エネルギー庁及び東京電力(株)等からも出席を
求める。

※必要に応じて、適宜構成メンバーは追加する。

東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る 検討体制の見直しについて

平成 27 年 9 月 30 日
原子力規制庁

平成 27 年 8 月 5 日の原子力規制委員会において、原子力規制庁は、特定原子力施設監視・評価検討会などの体制について、廃炉作業の進捗の現状に合わせて見直すよう指示を受けた。当該指示を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の監視・評価に係る検討体制について、以下のとおり見直すこととする。

1. 福島第一原子力発電所の現状

福島第一原子力発電所では、これまでにいくつかの対策が完了しており、特に、海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水が除去されたことによって、滞留水流出による環境汚染のリスクが従来に比べて大幅に低減した。

＜完了した主な対策＞

- ・海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の除去
- ・タンク内の高濃度汚染水の処理による放射性物質濃度の低減
- ・敷地境界における追加的な被ばく線量 2mSv／年未満の達成
- ・敷地内（原子炉建屋等周辺を除く）の全面マスクの着用不要化 等

一方、福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となる。

2. 検討体制の見直し

(1) 見直しの方向性

これまでの特定原子力施設監視・評価検討会に加えて、廃棄物の安定的な管理に係る課題について、今後の長期にわたる廃炉作業を念頭に置き、実施計画として具体化される以前の段階から検討を加えるための体制を用意する。

さらに既設の特定原子力施設監視・評価検討会については、従来よりも少数の参加者による集中的な検討を通じて、より効率的な監視・評価の実施を図る。

(2) 具体的な体制の見直し

特定原子力施設監視・評価検討会に加えて、特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会（仮称）を新設し、廃棄物管理に関する検討を行うこととする。

また、両検討会ともに、集中的・効率的な議論・検討を進めるための体制を調える。

なお、汚染水対策検討ワーキンググループは廃止する。

(3) 検討内容

特定原子力施設監視・評価検討会及び特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会（仮称）における具体的な検討内容は以下のとおり。

○特定原子力施設監視・評価検討会

- ・ 1～3号炉使用済燃料プールからの燃料取り出し
- ・ 滞留汚染水問題（建屋内水位の管理・監視、液体放射性廃棄物の安定貯蔵、タービン建屋等のドライアップ）
- ・ 地震・津波リスクへの対応
- ・ その他新規検討課題 等

○特定原子力施設放射性廃棄物管理検討会（仮称）

- ・ 固体廃棄物等の保管の現状
- ・ 長期管理に係る技術的課題（性状把握、容器の寿命、監視方法等（特にHIC））等

なお、福島第一原子力発電所の長期的な課題として、格納容器や圧力容器内の状況を把握していく必要があることから、今後それらの議論を効率的に進めるため、事務局において聴取した内容について、適宜、上記検討会に報告する。

3. スケジュール

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 10月中旬 | 現行の体制による特定原子力施設監視・評価検討会への説明 |
| 10月下旬 | 検討会の新規構成員（案）について委員会付議 |